

三広第16号の2
令和7年9月10日

三田市身体障害者福祉協議会
会長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克也



令和8年度要望書について（回答）

秋晴の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年8月6日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. ふれあい福祉バス助成金について（地域福祉課回答）

福祉バスの助成事業につきましては、三田市の補助を受け、三田市社会福祉協議会が実施主体となり実施しております。

助成の実施にあたっては、前述のとおり三田市の補助金を財源とし、三田市社会福祉協議会独自の財政出動が困難な状況と聞いております。三田市としましては、地域福祉の向上に資する三田市社会福祉協議会の取り組み主旨を評価し、その制度維持を最優先し、前年度と同額の予算措置としたところであり、三田市財政の現状において、当該事業の助成限度額の増額は困難な状況です。

なお、当該事業は三田市の予算の確定をもって事業を確定させているため、三田市社会福祉協議会における事務の日程上、予算を伴う内容変更について事前にお知らせすることは困難であると思料します。

また、毎年多様な団体が随時利用されている中で、事業者側で各団体間の公平性を担保して調整を行うことは実質的に難しいと考えられます。

今回のご要望と利用実態並びに財源等を勘案し、当該助成事業の今後のあり方も含め、実施主体である三田市社会福祉協議会と情報を共有し検討してまいりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

2. 障害者の特性に応じた心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法、気道異物除去法等の救急講習会を開催してほしい。（手が不自由な人、目が見えない人、耳が聞こえない人等がどうやって救急措置をすればよいか）（消防本部救急課回答）

現在、消防本部では、耳が聞こえない方については普通救命講習開催時に手話通訳を手配することで受講いただけるように取り組んでおります。

手が不自由な方、目が見えない方について、心肺蘇生やAEDの取り扱い、気道異物の除去等の救急に関する講習会は現在実施できていない状況です。しかしながら、命の大切さについては全ての市民の皆さまに学んでいただきたいと考えております。

障害をお持ちの方へ講習会等を実施するにあたっては、それぞれの状態に合わせた対応が必要ですので、先進消防本部の対応を参考に「教え方」「学び方」「感じ方」の研究を進めてまいります。

また、個別に講習会等を開催していただく場合は、担当者までご相談いただければ対応いたします。

3. 障害者スポーツ支援にもっと取り組んでほしい。(文化スポーツ課・障害福祉課回答)

三田市では全国大会・世界大会に出場する三田市出身・在住・在勤・在学の方に対し、市長からの激励メッセージをお送りしております。

また、優秀な成績を取られている方には、例年3月に大会結果の報告会(市長表敬)を開催しております。

これら出場者の把握については、三田市ホームページ(市ホームページ NO.1969)及び市内小・中学校等に周知し、皆さまから報告をいただくことで把握しております。

ご意見をいただきました国民スポーツ大会については、兵庫県から三田市在住の選手団リストが共有されるため、該当者には三田市文化スポーツ課より激励メッセージをお送りしております。

しかし、三田市出身であるが現在三田市外に在住されている場合は、このリストから遺漏します。また、「国民スポーツ大会」のあとに開催される「全国障害者スポーツ大会」は兵庫県から事前に選手団の共有がないため、皆さまからの報告がなければ出場者の把握が難しい状況です。

三田市としても、優秀な成績を取られた方の功績を称え、活動の推進につなげていきたいと考えておりますので、市ホームページに掲載している報告用紙により、三田市文化スポーツ課までご報告いただきますようご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会に出場される選手につきましては、参加者支援を目的に市総合福祉保健センターから会場までの送迎を借上げバスや公用車で行ってまいりました。

しかし近年、当大会は種目ごとに会場や日時を分散して開催されるようになったことや、市職員の運転による事故発生等のリスクを考慮し、令和7年度より参加者ご自身で会場までの移動手段を確保いただくこととしております。

当大会の趣旨である障害のある人の社会参加や生きがいづくり等の重要性は十分認識しておりますが、上記事情を鑑み、今後は市の重度障害者(児)タクシー料金利用助成券の活用や障害福祉サービスの利用割当等によりご対応いただきますよう、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

4. 福祉避難所「三田市総合福祉センター」の災害時の対応について

身体障害者が当センターに避難する場合、障害別の配慮がされるように、また避難スペースの確保や情報保障等の配慮が図られるようマニュアルの作成と検証をお願いいたします。必要に応じて当事者団体の意見を聞きながらマニュアルの作成、検証、避難訓練を実施してほしい。(危機管理課回答)

三田市では、令和6年度に三田市総合福祉センターにおいて実際に障害のある方に参加いただき関係機関と避難訓練を行い、課題の洗い出しやその解決に向けた意見交

換等を行ってまいりました。

このことを踏まえ、現行の三田市福祉避難所マニュアルについて、内閣府が公表している福祉避難所の確保・運営ガイドラインを参考に、三田市の実情に合わせたマニュアルの見直しを行ってまいります。

また要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者等の専門的人材（保健師、看護師、薬剤師、保育士等）の確保や特性に合った避難所の確保に関して、災害発生時に人的・物的支援を得られるよう、三田市社会福祉協議会や市内福祉事業所等災害時応援協定を締結している団体と連携し福祉避難所の運営を行ってまいります。

5. B型作業所における年齢制限の撤廃（障害福祉課回答）

法令では就労継続支援B型事業所の利用に年齢制限は設けられておりません。ただし、利用者一人ひとりの障害の程度、体力、健康状況等を考慮し、ご本人が抱える課題の解決に向けて、より適切なサービスの利用提案をされることは考えられます。

年齢のみを理由に利用制限等を行っている事業所があれば、事実関係を確認のうえ指定権者である兵庫県と連携し適切に対応してまいります。

お問い合わせ

総合政策部広報広聴課（TEL 079-559-5035）

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。